

箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第2期）整備運営事業の 特定事業の選定について

1. 主旨

本事業をPFI事業として実施する場合、市が直接実施する場合に比べて市の財政負担額の縮減に加えて、公共サービスの水準の向上が見込まれることから、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」第7条の規定により、本事業をPFI事業として実施することが適当であることから、本事業を特定事業に選定する。

2. 検討状況

「特定事業の選定」にあたっては、本事業の実施方針に係る事業者から寄せられた質問・意見を踏まえ、本事業の財政負担の縮減や、公共サービス水準について評価を実施したうえで、特定事業の選定（案）を作成した。

平成29年10月 実施方針の策定及び公表
実施方針に対する事業者からの質問・意見の募集
平成29年11月 実施方針の質問・意見に対する回答
平成29年12月 実施方針の変更及び公表

3. 今後の予定

平成30年 8月下旬 ・特定事業の選定・公表
平成30年10月上旬 ・条例の制定・改正（施設設置・指定管理者）
・債務負担行為の議決
・入札公告（入札説明書、要求水準書、基本協定案等）
平成30年11月中旬 ・入札説明書等に関する質疑応答（参加資格関係）
・入札説明書等に関する質疑応答（参加資格関係以外）
平成30年12月上旬 ・参加表明書及び参加資格確認書類の受付
平成30年12月中旬 ・参加資格確認結果通知
平成30年12月下旬 ・提案書の受付
平成31年 1月上旬 ・落札者決定
平成31年 2月下旬 ・仮契約の締結
平成31年 3月下旬 ・市議会の議決（本契約・指定管理者の指定）
・本契約締結

特定事業の選定について（案）

第1 事業の概要

1. 事業名称

箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第2期）整備運営事業（以下、「本事業」という。）

2. 事業の対象となる公共施設の名称

- ① 地区内デッキ
- ② デッキ下駐輪場
- ③ 駅前広場
- ④ 駅舎駐輪場

3. 事業の目的

本事業の対象である箕面船場阪大前駅前地区が存する船場東地域は、昭和40年代に土地区画整理事業によって基盤整備され、大阪船場繊維卸商団地として、主に流通・業務系の土地利用を中心に発展してきた。

しかし、建物の老朽化や繊維業を取り巻く社会情勢の変化などからまちの更新期を迎えつつあり、地権者をはじめとして、箕面市も北大阪急行線の延伸を契機とした新たなまちづくりに取り組んでいるところである。

現在、船場東地域に整備される箕面船場阪大前駅前の土地4.8ヘクタールを対象に箕面船場駅前土地区画整理事業（組合施行）が実施され、既存建物の除却が進むとともに、同地内における土地利用の検討が進展しており、その一つとして、大阪大学箕面キャンパスの移転が決定している。

箕面市は、同地内において、文化ホール、生涯学習センター、図書館、地下駐車場、地区内デッキ、デッキ下駐輪場、駅前広場、駅舎駐輪場の各種公共施設を整備する予定である。本事業においては、そのうち、地区内デッキ、デッキ下駐輪場、駅前広場及び駅舎駐輪場の設計・建設と運営・維持管理を、民間の資金とノウハウを活用し、良質な公共サービスの提案を期待できるPFI手法でもって実施することにより、本市の文化芸術の振興並びに都市ブランドの向上、同駅前の賑わい創出を実現しようとするものである。

4. 事業の範囲

本事業の範囲は、地区内デッキ、デッキ下駐輪場、駅前広場及び駅舎駐輪場の設計・建設と、運営・維持管理とする。

また、地区内デッキ、デッキ下駐輪場、駅前広場及び駅舎駐輪場について、これらをまとめて総称する場合の呼称を「第2期公共施設群」とし、第2期公共施設群に共通する設備類の設計・建設及び維持管理も事業範囲に含む。

なお、具体的な事項については、入札説明書及び入札に関連した資料（以下「入札説明書等」という。）において提示する。

事業の範囲	第2期公共施設群			
	地区内 デッキ	デッキ下 駐輪場	駅前広場	駅舎 駐輪場※1
施設整備業務				
設計業務(事前調査・実施設計)	○※2	○※2	○※2	○※3
建設業務	○	○	○	○
工事監理業務	○	○	○	○
施設建設に伴う各種申請等の業務	○	○	○	○
備品等整備業務	○	○	○	○
その他これらを実施する上で必要な関連業務	○	○	○	○
維持管理業務				
建物保守管理業務	○	○	○	○
設備保守管理業務	○	○	○	○
清掃業務	○	○	○	○
植栽・外構維持管理業務	○	○	○	-
廃棄物処理業務	○	○	○	○
安全管理業務	○	○	○	○
その他これらを実施する上で必要な関連業務	○	○	○	○
施設運営業務	○	○	○	○
自主事業(提案事業)	○※4	-	○※4	-

※1 駅舎駐輪場は機械式立体地下駐輪場により整備する。

※2 市で参考となる基本設計図(意匠・構造等含む)を作成する(参考となる基本設計図及び詳細の業務範囲については、入札公告において要求水準書により提示する)。

※3 市で参考となる詳細設計図を作成する(参考となる詳細設計図及び詳細の業務範囲については、入札公告において要求水準書により提示する)。

※4 自主事業は、地区内デッキと駅前広場を活用した、まちの賑わいに寄与するソフト面の事業(イベントの実施等)の提案を求める。

※5 上記の他に、SPC管理運営業務も業務範囲とする(詳細は入札公告において要求水準書により提示する)。

5. 事業方式

本事業は、本募集の選定事業者が設立するSPCと市が事業契約を締結し、施設の設計及び建設を行った後、市に所有権を移転した上で、SPCが事業期間中における施設の運営・維持管理業務を遂行する「BTO(Build-Transfer-Operate)方式」により実施する。

なお、施設の運営・維持管理は、地方自治法第244条の2に基づき指定管理者制度及び利用料金制度を導入し、箕面市議会の議決を経た上で、SPCを指定管理者として指定する。

6. 事業期間

事業契約の締結日から平成 48 年 3 月末までの期間とする。

第 2 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

1. 特定事業の選定基準

市は、PFI 法、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」及び「VFMに関するガイドライン」等を踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することにより、公共施設の整備および運営・維持管理について、市自らが事業を実施したときに比べて効果的かつ効率的に事業が実施されると判断される場合に、PFI 法第 7 条の規定に基づき特定事業として選定する。

具体的な判断基準は以下のとおりである。

- ア 事業期間を通じた市の財政負担の軽減が期待できること（市の財政負担見込額の算定にあたっては、事業期間における市の財政負担の総額を算出し、これらを現在価値に換算して評価する）。
- イ 公共サービスの向上、良好な景観の形成及び地域の活性化が期待できること（評価にあたっては、出来る限り定量的に行うこととし、定量化が困難な場合においても出来る限り客観性を確保したうえで評価を行う）。

2. 定量的評価

（1）算定の前提条件

市の財政負担の見込額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより、定量的な評価を行った。

本事業を、市が直接実施する場合及び PFI 事業として実施する場合の財政負担額を比較して定量的評価を行うにあたり、設定した主な前提条件は次の表のとおりである。なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の民間事業者の提案内容を制約するものではない。

市の財政負担額算定の前提条件

	市が直接実施する場合	PFI 事業として実施する場合
財政支出の内容	<ul style="list-style-type: none">・ 設計費・ 工事監理費・ 施設整備費・ 備品等整備費・ 維持管理・運営費（施設運営費、建物保守管理、設備保守管理、清掃、植栽・外構維持管理費、廃棄物処理費等）	<ul style="list-style-type: none">・ 設計費・ 工事監理費・ 施設整備費・ 備品等整備費・ 維持管理・運営費（施設運営費、建物保守管理、設備保守管理、清掃、植栽・外構維持管理費、廃棄物処理費等）・ アドバイザー委託費・ その他

財政収入の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・国交付金 ・利用料等収入 	<ul style="list-style-type: none"> ・国交付金 ・利用料等収入
建設関連費用の想定	基本的な整備構想及び類似施設の実績に基づき、建設費を設定	市が直接実施する場合に比べて、一括発注による業務の効率化及び民間事業者の創意工夫が発揮され、一定割合の縮減が実現するものとして設定
維持管理費用想定	類似施設における実績等を勘案して想定	指定管理に比べて、施設整備との一体事業化、長期運営等の効果が発生するものとして、一定の縮減を想定
資金調達条件	<ul style="list-style-type: none"> ・市一般財源 ・市起債 ・国交付金 	<ul style="list-style-type: none"> ・市一般財源 ・市起債 ・国交付金
割引率	2.4%	
インフレ率	考慮しない	
事業期間	18年間	

(2) 算定結果

上記の前提条件を基に、市が直接実施する場合とPFI事業として実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値に換算した額で比較した。

この結果、本事業を市が直接実施する場合に比べ、PFI事業として実施する場合は、事業期間全体を通じた市の財政負担額を約7.8%縮減できることが見込まれる。

3. 定性的評価（公共サービスの水準の向上）

本事業においては、その目的から、公的財政負担の縮減に加えて公共サービスの水準の向上を求める必要がある。

公共サービスの水準の向上は、民間事業者の経営能力、経験及びノウハウを活用することで、本市の文化芸術の振興並びに都市ブランドの向上、同駅前の賑わい創出を図ることが期待できるものと考えられる。

4. 総合評価

以上より、本事業をPFI事業として実施する場合、市が直接実施する場合に比べて市の財政負担額の約7.8%の縮減とともに、公共サービスの水準の向上が期待できると考えられる。

このため、本事業をPFI事業として実施することが適当であると判断できることから、本事業をPFI法第7条の規定により、特定事業として選定する。

箕面船場阪大前駅前地区まちづくり拠点施設（第2期）整備運営事業の 実施に伴う条例制定・改正について

1. 主旨

本事業をPFI事業として実施し、箕面船場阪大前駅前地区に「地区内デッキ」「デッキ下駐輪場」「駅前広場」「駅舎駐輪場」を整備する予定。施設の管理運営は、PFI事業者の経営ノウハウを生かして、更なる市民サービスの向上とともにコスト縮減を図るため指定管理者制度を導入する。指定管理者制度で上記施設を運用するにあたり、必要な事項を条例で規定するために条例を制定・改正する。

2. 対象条例とPFI事業実施に伴う制定・改正の主な内容

(1) 箕面市立船場広場条例の制定

- ・船場広場（地区内デッキ、駅前広場）の設置及び指定管理者制度で運用するために必要な事項を規定。

(2) 箕面市立駐車場条例の改正

- ・第一駐輪場（デッキ下）、第二駐輪場（駅舎）の設置するために必要な事項を規定。

箕面市立駐車場条例新旧対照表

新

(設置)

第一条 駅周辺における自動車及び自転車の駐車環境の改善を図り、もって市民の利便、公共の福祉及び当該地域の活性化に資するため、箕面市立駐車場(以下「駐車場」という。)を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立箕面駅前第一駐車場	箕面市箕面六丁目四番一七号
箕面市立箕面駅前第二駐車場	箕面市箕面五丁目二番六七号
(仮称)箕面市立船場駐車場	箕面市船場東三丁目
箕面市立箕面駐輪場	箕面市箕面六丁目四番一七号
箕面市立桜井駐輪場	箕面市桜井二丁目一番二号
箕面市立牧落駐輪場	箕面市桜五丁目一番五号
(仮称)箕面市立かやの第一駐輪場	箕面市西宿一丁目三番
(仮称)箕面市立かやの第二駐輪場	箕面市萱野二丁目五番
(仮称)箕面市立かやの第三駐輪場	箕面市萱野四丁目三番
(仮称)箕面市立船場第一駐輪場	箕面市船場東三丁目
(仮称)箕面市立船場第二駐輪場	箕面市船場東三丁目

第二条・第三条 略

(駐車できる自動車等)

第四条 駐車場に駐車できる自動車等は、次のとおりとする。

駐車場	駐車できる自動車等
箕面市立箕面駅前第一駐車場	普通車、普通車(中型)及び自動二輪

旧

(設置)

第一条 駅周辺における自動車及び自転車の駐車環境の改善を図り、もって市民の利便、公共の福祉及び当該地域の活性化に資するため、箕面市立駐車場(以下「駐車場」という。)を設置し、その名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立箕面駅前第一駐車場	箕面市箕面六丁目四番一七号
箕面市立箕面駅前第二駐車場	箕面市箕面五丁目二番六七号
(仮称)箕面市立船場駐車場	箕面市船場東三丁目
箕面市立箕面駐輪場	箕面市箕面六丁目四番一七号
箕面市立桜井駐輪場	箕面市桜井二丁目一番二号
箕面市立牧落駐輪場	箕面市桜五丁目一番五号
(仮称)箕面市立かやの第一駐輪場	箕面市西宿一丁目三番
(仮称)箕面市立かやの第二駐輪場	箕面市萱野二丁目五番
(仮称)箕面市立かやの第三駐輪場	箕面市萱野四丁目三番

第二条・第三条 略

(駐車できる自動車等)

第四条 駐車場に駐車できる自動車等は、次のとおりとする。

駐車場	駐車できる自動車等
箕面市立箕面駅前第一駐車場	普通車、普通車(中型)及び自動二輪

箕面市立箕面駅前第二駐車場	普通車
(仮称)箕面市立船場駐車場	普通車及び自動二輪
箕面市立箕面駐輪場	原動機付自転車及び自転車
箕面市立桜井駐輪場	原動機付自転車及び自転車
箕面市立牧落駐輪場	原動機付自転車及び自転車
(仮称)箕面市立かやの第一駐輪場	自転車
(仮称)箕面市立かやの第二駐輪場	原動機付自転車及び自動二輪
(仮称)箕面市立かやの第三駐輪場	原動機付自転車及び自動二輪
(仮称)箕面市立船場第一駐輪場	原動機付自転車及び自転車
(仮称)箕面市立船場第二駐輪場	自転車

第五条く第二十一条 略

(施行期日)

1 この条例は、平成三十三年四月一日から施行する。ただし、次の項に掲げる規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の第一条の規定により新たに設置される駐車場の管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他駐車場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

箕面市立箕面駅前第二駐車場	普通車
(仮称)箕面市立船場駐車場	普通車及び自動二輪
箕面市立箕面駐輪場	原動機付自転車及び自転車
箕面市立桜井駐輪場	原動機付自転車及び自転車
箕面市立牧落駐輪場	原動機付自転車及び自転車
(仮称)箕面市立かやの第一駐輪場	自転車
(仮称)箕面市立かやの第二駐輪場	原動機付自転車及び自動二輪
(仮称)箕面市立かやの第三駐輪場	原動機付自転車及び自動二輪

第五条く第二十一条 略

※この新旧対照表における「新」の欄は、未施行の条例が全て施行し、条例に溶け込んだ後の内容（平成三十三年四月一日現在）を示しています。

第 号議案

箕面市立船場広場条例制定の件

箕面市立船場広場条例を次のように定める。

平成 年 月 日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立船場広場条例

(設置)

第一条 市民に多様な憩いと集いの場を提供し、市民相互の交流及び市民文化の向上を図り、もって公共の福祉及び箕面船場地区のまち育てに資するため、箕面市立船場広場（以下「広場」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
箕面市立船場広場	箕面市船場東三丁目

(指定管理者による管理)

第二条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十

四条の二第三項の規定により広場の管理を市長が指定する法人その他の

団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 広場の供用に関すること。

二 広場の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

4 指定管理者は、市長の承認を得て、広場に当該指定管理者の名称（通

称を含む。)を付し、通称として使用することができる。

(指定管理者の指定手続)

第三条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ広場の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものの中から、広場の設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 広場を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効率的に実施できること。

三 広場を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第四条 市長は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

第五条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更

があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
(指定の取消し等)

第六条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第二条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、広場の管理運営上不適切な行為があつたとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(供用の日時)

第七条 広場の供用の日は、毎日とし、供用の時間は、終日とする。

2 指定管理者は、特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て前項の供用の日時を変更することができる。

(利用許可等)

第八条 次の各号に掲げる行為を行うため広場を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた内容を変更しようとするときも、同様とする。

一 競技会、展示会、集会、音楽会その他これらに類する催しを行うこと。

二 物品の販売、陳列その他これらに類する行為をすること。

三 行商、募金その他これらに類する行為をすること。

四 業として写真、映画等を撮影すること。

五 興業を行うこと。

六 前各号に掲げるもののほか、広場の全部又は一部を独占して利用すること。

2 指定管理者は、広場の管理上必要と認めるときは、前項の許可（以下「利用許可」という。）に条件を付けることができる。

（利用許可の期間の制限）

第九条 広場は、引き続き五日以上及び一月につき六日以上、前条第一項の規定による利用をすることができない。ただし、指定管理者が必要と認めるとき、又は広場の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

（特別の設備の設置等）

第十条 利用者は、広場を利用するに当たって、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用許可の制限）

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の利用許可をしない。

一 公益を害するおそれがあるとき。

二 広場の施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（第十四条第一項第三号において「暴力団」という。）の利益になるとき。

四 前三号に掲げるもののほか、広場の管理上支障があると認めるとき。

(行為の禁止)

第十二条 広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、利用許可に係るものは、この限りでない。

- 一 広場を汚損し、又は損傷すること。
- 二 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- 三 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- 四 たき火をすること。
- 五 立入禁止区域に立ち入ること。
- 六 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- 七 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれのある行為をすること。
- 八 他人に危険を及ぼすおそれのある行為をすること。
- 九 起居の場所とすること。
- 十 物件を放置し、又は正当な理由なく存置すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、広場の管理に支障を及ぼす行為をすること。

(利用の禁止又は制限)

第十三条 指定管理者は、災害その他の理由により広場の利用が危険であると認める場合その他広場の管理のため必要があると認める場合においては、区域を定めて、広場の利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用許可の取消し等)

第十四条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、広場の利用許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

- 一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。

二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。
三 暴力団の利益になるとき。

四 災害等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が広場を利用する必要があるとき。

ロ 広場が利用できないと市長が認めるとき。

2 指定管理者は、利用許可を受けることなく第八条第一項各号に掲げる行為をした者又は第十二条に規定する行為をした者に対し、当該行為の中止、現状回復又は広場からの退去を命ずることができる。

(利用料金)

第十五条 利用者は、第八条第一項の規定による広場の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めるときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認められた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報取扱い)

第十六条 指定管理者は、広場の管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じな

ければならない。

- 2 広場の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(意見の聴取)

第十七条 指定管理者は、必要があると認めるときは、第十一条第三号又は第十四条第一項第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第十一条第三号又は第十四条第一項第三号に該当する事由の有無について、箕面警察署長の意見を聴くことができる。

(原状回復義務)

第十八条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第六条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった広場の施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十九条 広場の施設、附属設備等を破損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認められた場合は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第二十条 利用者は、利用許可を受けた目的以外のために広場を利用し、又は広場の利用に係る権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十三年四月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手續その他広場の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。
(選定事業者を指定管理者に指定する場合の特例)

3 市長は、広場の最初の指定管理者の指定手續については、第三条の規定にかかわらず、当該広場の建設に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「PFI法」という。）第八条第一項の規定により選定した民間事業者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定するものとする。この場合においては、第三条第三項の規定を準用する。

4 第二条第三項の規定にかかわらず、前項の規定により指定された指定管理者が会社法施行規則（平成十八年法務省令第十二号）第四条に規定する特別目的会社である場合に限り、指定管理者は、PFI法第八条第一項の公募に応募した者に対し、あらかじめ市長の承認を得て、業務の全部又は一部を委託することができる。

(経過措置)

5 指定の期間の満了又は第六条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があった場合は、前任の指定管理者が行った許可は、後任の指定管理者が行った許可とみなす。

(箕面市立かやの広場条例の一部改正)

6 箕面市立かやの広場条例(平成十七年箕面市条例第三十七号)の一部

を次のように改正する。

第八条の見出しを「(利用許可等)」に改め、同条第二項中「許可」の下に「(以下「利用許可」という。)」を加える。

第九条の見出し中「利用」を「利用許可」に改め、同条中「利用する」を「前条第一項の規定による利用をする」に改める。

第十一条の見出し中「利用」を「利用許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「利用を許可しない」を「利用許可をしない」に改め、同条第三号中「第十四条第三号」を「第十四条第一項第三号」に改める。

第十二条ただし書中「第八条に規定する許可」を「利用許可」に改め、同条中第十号を第十二号とし、第九号の次に次の二号を加える。

十 起居の場所とすること。

十一 物件を放置し、又は正当な理由なく存置すること。

第十四条の見出し中「利用の許可」を「利用許可」に改め、同条中「指定管理者は、」の下に「利用者が」を加え、「利用の許可」を「利用許可」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定管理者は、利用許可を受けることなく第八条第一項各号に掲げる行為をした者又は第十二条に規定する行為をした者に対し、当該行為の中止、原状回復又は広場からの退去を命ずることができる。

第十五条第一項中「利用者は、」の下に「第八条第一項の規定による」を加える。

第十六条第一項中「き損」を「毀損」に改める。

第十七条第一項及び第二項中「第十四条第三号」を「第十四条第一項第三号」に改める。

第十九条中「指定管理者又は利用者は、広場の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたとき」を「広場の施設、附属設備等を破損し、又は滅失した者」に改める。

第二十条中「許可を受けた」を「利用許可を受けた目的以外のために広場を利用し、又は」に、「又は」を「若しくは」に改める。

附則第六項中「(以下「新条例」という。)」を削る。

附則第七項中「新条例」を削る。

(提案理由)

箕面市立船場広場を設置し、指定管理者制度を活用するため、本条例を制定するものである。